

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法 782 条 1 項の定めに基づく書面)

(会社法 794 条 1 項の定めに基づく書面)

2024 年 2 月 28 日

荏原実業株式会社
荏原実業パワー株式会社

2024年2月28日

東京都中央区銀座7-14-1
荏原実業株式会社
代表取締役社長執行役員兼COO 吉田 俊範

千葉県木更津市かずさ鎌足3-5-1
荏原実業パワー株式会社
代表取締役社長 蔵見 義晴

吸収合併に関する事前開示書類

(吸収合併に関する事前備置書面)

荏原実業株式会社（以下、「荏原実業」という）及び荏原実業パワー株式会社（以下、「EJ パワー」という）は、それぞれの取締役会での承認を経て、2024年2月9日付で合併契約書を締結し、2024年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行うことを決定いたしました。

荏原実業およびEJ パワーは、会社法794条1項及び会社法施行規則第191条、会社法782条1項及び会社法施行規則182条に基づき、本合併に基づく事前開示を致します。

なお、本合併は、100%支配関係にある親子会社間における無対価合併であるため、吸収合併存続会社である荏原実業においては会社法第796条2項の定めに基づく簡易合併、吸収合併消滅会社であるEJ パワーにおいては会社法784条1項の定めに基づく略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

本合併は、100%支配関係にある親子会社間における合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権等の割当てに関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類・財産状況に関する事項

(1) 荏原実業の最終事業年度に係る計算書類等

荏原実業は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、EDINETによりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) EJ パワーの最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 債務の履行に関する事項

本合併効力発生日以後の荏原実業の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、荏原実業の収益及びキャッシュフローの状況に鑑み、債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は現在のところ予定しておりません。

以上のことから、本合併効力発生日以後における、荏原実業による債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に前各号に掲げる事項に変更が生じた場合における変更後の当該事項

吸収合併契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

荏原実業株式会社[東京都中央区銀座7丁目14番1号](以下、「甲」という。)と荏原実業パワー株式会社[千葉県木更津市かずさ鎌足三丁目5番地1](以下、「乙」という。)とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

(合併の方式)

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

3 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

(効力発生日)

第2条 合併の効力発生日(以下、「効力発生日」という。)は、令和6年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(株式等の割当て)

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

(資本金及び準備金の額)

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

(権利義務の承継)

第5条 乙は、令和6年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、令和6年3月31日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

(解散費用)

第 8 条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第 9 条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第 10 条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 2 月 9 日

東京都中央区銀座 7 丁目 1 4 番 1 号

(甲) 荏原実業株式会社

代表取締役社長執行役員兼 C O O 吉田 俊範



千葉県木更津市かずさ鎌足三丁目 5 番地 1

(乙) 荏原実業パワー株式会社

代表取締役社長 蔵見 義晴



(荏原実業パワー株式会社)

貸借対照表

(令和5年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	449,554	流動負債	550,331
現金及び預金	44,896	買掛金	18,267
受取手形	118	短期借入金	450,000
売掛金	79,133	未払金	40,784
商品	309,826	未払法人税等	13,351
前渡金	13,108	未払消費税	6,003
前払費用	2,467	工事損失引当金	8,859
その他	3	契約負債	9,100
固定資産	143,517	その他	3,966
有形固定資産	14,629	負債合計	550,331
工具器具備品	14,629	(純資産の部)	
無形固定資産	37,564	株主資本	42,739
ソフトウェア	37,564	資本金	100,000
投資その他の資産	91,323	資本剰余金	100,000
繰延税金資産	91,116	資本準備金	100,000
その他	206	利益剰余金	△157,260
		繰越利益剰余金	△157,260
		純資産合計	42,739
資産合計	593,071	負債・純資産合計	593,071

(荏原実業パワー株式会社)

損益計算書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		956,365
売上原価		628,864
売上総利益		327,500
販売費及び一般管理費		256,017
営業利益		71,482
営業外収益		
受取利息	1	
為替差益	39	
雑収入	198	239
営業外費用		
支払利息	9,577	
雑損失	456	10,033
経常利益		61,688
税引前当期純利益		61,688
法人税、住民税及び事業税	13,351	
法人税等調整額	9,715	23,066
当期純利益		38,622

(荏原実業パワー株式会社)

株主資本等変動計算書

(令和5年1月1日～ 令和5年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
				その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
		資本 準備金	資本剰余 金合計	繰越利益 剰余金			
令和5年1月1日残高	100,000	100,000	100,000	△195,882	△195,882	4,117	4,117
事業年度中の変動額							
当期純利益				38,622	38,622	38,622	38,622
事業年度中の変動額合計	-	-	-	38,622	38,622	38,622	38,622
令和5年12月31日残高	100,000	100,000	100,000	△157,260	△157,260	42,739	42,739

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（工具器具備品）

定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）を償却年数としております。

(3) 引当金の計上基準

① 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品の販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,000株